障がいのある人の生活をサポートします。

やわたニコニコマップ

サービス利用までの流れ

①利用に向けた相談 … 市障がい福祉課又は相談支援事業所

↓

②計画案の作成 … 相談支援事業所

↓

③申請 … 市障がい福祉課

介護給付　訓練等給付

↓

④障害支援区分認定 … 市障がい福祉課

↓

⑤受給者証の発行 … 市障がい福祉課

※受給者証の発行までに１か月程度かかります。

↓

⑥計画の作成 … 相談支援事業所

↓

⑦契約・利用開始 … 事業所

手続き（てつづき）

障がい福祉サービスや地域生活支援事業のサポートを利用するには、申請などの手続きが必要です。
市の担当窓口にご連絡ください。

八幡市役所健康福祉部障がい福祉課
TEL: 075-983-2129　FAX:075-981-8080

八幡市内の「障がい福祉サービス」を実施する事業所を紹介します。
みなさま、ぜひご活用ください。

障がい福祉サービス一覧

居宅	居宅介護（ホームヘルプ）	ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴・排泄・食事等の身体介護や調理、洗濯などの生活援助を行います。通院時の、乗降介助も利用できます。
重訪	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方に、自宅で、入浴・排泄・食事の介護・外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行	同行援護	視覚障がいのある方に同行し、外出時において移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他、必要な援助を行います。
移動	移動支援	移動が困難な人に対してガイドヘルパーが行う外出の支援サービスです。
日中	日中一時支援	障がい者(障がい児)を日常的に世話している保護者や介護者がいない時間帯に、見守りや日中の活動支援、療育などを提供する福祉サービスです。
生介	生活介護	常に介護を必要とする方に、昼間、入浴・排泄・食事の介護等を行うとともに創作的活動または生産活動を行います。
移行	就労移行支援	一般企業への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練活動の機会を提供します。
就A	就労継続支援Ａ型	一般企業等での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。雇用契約を結ぶＡ型と、雇用契約を結ばないＢ型があります。
就B	就労継続支援Ｂ型	
定着	就労定着支援	就労移行支援などを利用して一般就労に移行した人に就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行います。
自訓	自立訓練	自立した日常生活や社会訓練ができるように、身体機能や生活能力向上のための訓練、生活相談や助言を行います。
地活	地域活動支援センター	創作的活動や自主活動、社会交流などの活動を支援し、障がいのある人がよりよい生活ができるようサポートします。
短期	短期入所	自宅で介護する方が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設で入浴・排泄・食事の介護等を行います。
共同	共同生活援助	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活の援助を行います。
計相	計画相談支援	障がい福祉サービスを利用する時に「サービス等利用計画」作成や、モニタリングを行います。
相談	相談支援事業	障がい児者やその家族の様々な相談に応じ、情報の提供や助言などを行います。

八幡市障がい者地域生活支援協議会 2025 年 3 月発行